函南町の水道料金が変わります

～令和９年４月請求分から新しい料金となります～

令和８年９月 15 日、函南町議会において「函南町水道使用条例の一部を改正する条例」が可決されました。これに伴い、水道料金を改定します。

水道料金は２か月ごとの検針・請求です。検針地区により、新料金が適用される時期が異なります。

基本料金は、どのくらい変わるの？

家庭用で２か月 20 ㎥使用した場合の基本料金は、次のとおりです。

使用水量	現行料金（税込）	改定後料金（税込）	増加額
２か月 20 ㎥	2,090 円	**2,940 円**	**＋850 円**

※水道料金全体の平均的な改定率は 41.6%です。

家庭用の新しい料金

基本料金と使用水量に応じた超過料金を組み合わせて計算します。

区分	水量	現行料金（税込）	改定後料金（税込）
基本料金	０㎥～20 ㎥	2,090 円	2,940 円
超過料金	21 ㎥～40 ㎥	126.5 円/㎥	180.4 円/㎥
	41 ㎥～60 ㎥	137.5 円/㎥	195.8 円/㎥
	61 ㎥～	148.5 円/㎥	211.2 円/㎥

なぜ、水道料金を改定するの？

以下の状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な水道事業を運営していくため、水道料金を改定させていただきます。

（１）水道料金収入が減少	（２）水道事業に必要な費用が増加	（３）施設の更新・耐震化が必要
人口減少や節水機器の普及などにより、今後、水道の使用量が減少し、水道料金収入の減少が見込まれています。	物価高騰に伴う電気料金や人件費の上昇、施設の老朽化に伴う修繕費の増加などにより必要な費用が増えています。	水道管や施設の更新・耐震化など、将来にわたって安全で安定した水道を維持するための費用が必要です。

これまでの取り組み

- 令和７年度、水道事業審議会で、水道事業の経営状況や料金のあり方を検討しました。
- 令和８年６月議会定例会にて、水道料金改定の条例改正案を提出しましたが、利用者への説明が不足しているなどの理由で否決となりました。
- 令和８年８月に住民説明会を３回開催し、水道事業の現状や料金改定の必要性を説明しました。
- 令和８年９月議会定例会にて、再度水道料金改定の条例改正案を提出し、令和８年９月 15 日、条例改正案が可決となりました。

家庭用料金早見表

現行料金と改定後の料金を１立法メートル単位で表に示します。

※金額は２か月分の税込額です。　　（単位：円）

水量（㎥）	現行料金	改定後料金	差額	水量（㎥）	現行料金	改定後料金	差額	水量（㎥）	現行料金	改定後料金	差額	水量（㎥）	現行料金	改定後料金	差額
0～20	2,090	2,940	850												
21	2,210	3,120	910	41	4,750	6,750	2,000	61	7,510	10,680	3,170	81	10,480	14,900	4,420
22	2,340	3,300	960	42	4,890	6,940	2,050	62	7,660	10,890	3,230	82	10,630	15,110	4,480
23	2,460	3,480	1,020	43	5,030	7,140	2,110	63	7,810	11,100	3,290	83	10,780	15,320	4,540
24	2,590	3,660	1,070	44	5,170	7,330	2,160	64	7,960	11,310	3,350	84	10,930	15,540	4,610
25	2,720	3,850	1,130	45	5,300	7,530	2,360	65	8,110	11,520	3,410	85	11,080	15,750	4,670
26	2,840	4,030	1,190	46	5,440	7,730	2,290	66	8,260	11,730	3,470	86	11,230	15,960	4,730
27	2,970	4,210	1,240	47	5,580	7,920	2,340	67	8,400	11,950	3,550	87	11,370	16,170	4,800
28	3,100	4,390	1,290	48	5,720	8,120	2,400	68	8,550	12,160	3,610	88	11,520	16,380	4,860
29	3,220	4,570	1,350	49	5,850	8,310	2,460	69	8,700	12,370	3,670	89	11,670	16,590	4,920
30	3,350	4,750	1,400	50	5,990	8,510	2,520	70	8,850	12,580	3,730	90	11,820	16,800	4,980
31	3,480	4,930	1,450	51	6,130	8,700	2,570	71	9,000	12,790	3,790	91	11,970	17,010	5,040
32	3,600	5,110	1,510	52	6,270	8,900	2,630	72	9,150	13,000	3,850	92	12,120	17,230	5,110
33	3,730	5,290	1,560	53	6,400	9,100	2,700	73	9,300	13,210	3,910	93	12,270	17,440	5,170
34	3,860	5,470	1,610	54	6,540	9,290	2,750	74	9,440	13,420	3,980	94	12,410	17,650	5,240
35	3,980	5,650	1,670	55	6,680	9,490	2,810	75	9,590	13,640	4,050	95	12,560	17,860	5,300
36	4,110	5,830	1,720	56	6,820	9,680	2,860	76	9,740	13,850	4,110	96	12,710	18,070	5,360
37	4,240	6,010	1,770	57	6,950	9,880	2,930	77	9,890	14,060	4,170	97	12,860	18,280	5,420
38	4,360	6,190	1,830	58	7,090	10,080	2,990	78	10,040	14,270	4,230	98	13,010	18,490	5,480
39	4,490	6,370	1,880	59	7,230	10,270	3,040	79	10,190	14,480	4,290	99	13,160	18,700	5,540
40	4,620	6,550	1,930	60	7,370	10,470	3,100	80	10,340	14,690	4,350	100	13,310	18,920	5,610

いつから？～改定後の水道料金での請求開始時期～

◇奇数月検針地区：**令和９年４月請求分（令和９年３月検針）からのお支払い**

（対象検針区）仁田、大土肥、柏谷、塚本、肥田、日守、八ツ溝、城山、宝蔵台

◇偶数月検針地区：**令和９年５月請求分（令和９年４月検針）からのお支払い**

（対象検針区）畑毛、平井、桑原、大竹、上沢、間宮、新田、冷川、中冷川、新幹線、藤明、函南、白道坂、柿沢台、パサディナ、伊豆の国市（奈古谷）

詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。

また、事業所等で、営業用料金をご使用の皆さまには別途、郵送でご案内させていただきます。

町ホームページ

お問い合わせ

函南町役場　建設経済部 上下水道課　料金業務係
〒419-0192　静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13
電話番号：055-979-8118　　FAX 番号：055-979-4593

函　南　町